

商品概要 詳しくは「商品概要説明書」をご確認ください。

<p>1. 信託期間</p>	<p>(1) 信託契約日(申込日とは異なります)から信託期間満了日までです。 (2) 信託期間満了日は、信託契約日から5年以上50年以内(年単位)でお客さまにご指定いただいた期間を経過した日となります。 (3) お客さまの相続発生より前に信託期間満了日が到来したときは、本信託は終了し、信託財産はお客さまに返還されます(相続発生前に信託期間満了日が到来した場合、本商品の目的が達成できなくなってしまう可能性がありますので、できるだけ長い期間を設定することをお勧めします)。</p>
<p>2. 信託財産の金額(申込金額)、追加信託の金額</p>	<p>(1) 信託財産の金額(申込金額) 「生前引出し特約」を設定する場合:500万円以上(1万円単位) 「生前引出し特約」を設定しない場合:300万円以上(1万円単位) (2) 追加信託の金額:50万円以上(1万円単位) ※申込金額と追加信託の金額をあわせて金融資産の総額の1/2以下とすることをお勧めします。</p>
<p>3. 代理人 (生前引出し特約を付加する場合のみ)</p>	<p>(1) お客さまの推定相続人(相続が開始した場合に相続人になる方)からお1人を選任していただきます。 (2) 申込書には、代理人にも自署、押印していただく必要があります。 (3) 代理人は、お客さまから付与された代理権に基づき、当行に対し信託財産の一部解約、引出しを請求することができます。請求の際には、資金用途を確認することができる請求書や領収書等を提示していただく必要があります。 (4) 解約、引出しの金額は、10万円以上1万円単位とします。 (5) 引出し金は、契約時に指定された代理人名義の口座に、請求から1週間後をめぐりに入金します。 (6) 入金された金銭は、お客さまの医療費やまとまった生活費等の支払にあてられます。代理人その他の第三者に贈与されるものではありません。</p>
<p>4. 受取人</p>	<p>(1) お客さまの推定相続人、またはその直系卑属(子、孫等)から指定していただけます。 (2) 受取人は複数(5人まで)指定していただくことができます。その場合、受取人毎の受取割合を指定していただけます。 (3) 受取人は、信託財産を受取るために、受取口座を保有していることが必要です。当行に普通預金口座を保有していないときは、申込時まで開設していただく必要があります。 (4) 受取人となる方に対しては、お客さま自身から事前にご説明していただきますようお願いいたします。</p>
<p>5. みまもり人 (生前引出し特約を付加する場合のみ)</p>	<p>(1) お客さまの3親等内の親族から指定していただけます。代理人が生前引出しを行った場合などに、信託財産の異動状況をみまもり人に郵便でお知らせします。 (2) みまもり人は複数(3人まで)指定していただくことができます。 (3) 毎年3月末時点におけるみまもり人の人数に応じて、みまもり特約手数料(みまもり人1人あたり3,300円(税込み))をいただきます。みまもり特約手数料はお客さまの預金決済口座から引落しさせていただきます。 (4) みまもり人に就任される方に対しては、お客さま自身から事前にご説明し、了解を得ていただきますようお願いいたします。</p>
<p>6. 契約手数料、信託報酬</p>	<p>(1) 「生前引出し特約」を付けるときは信託金額(追加信託を含む)に対して2.2%(税込み)、付けないときは1.1%(税込み)の手料をいただきます。手数料は信託契約日に信託元本とともにお客さまの預金決済口座から引落します。 (2) 信託財産運用によって得られた運用収益の中から、お客さまへの配当金等を差し引いた金額を信託報酬として当行がいただきます(年0.001~8.0%の範囲内)。</p>

<ご留意いただきたい事項>

- 本商品は預金ではありません。
- 配当率は大口定期預金(5年)の利率としますが、金融情勢等を勘案のうえ変更することがあります。
- 申込書には、受取人の住所、電話番号、氏名、受取口座情報(取引店・口座番号)、およびみまもり人の住所、電話番号、氏名を記入していただく必要がありますので、お申込みに際しては事前に確認していただきますようお願いいたします。それらの情報を当行からお客さまに開示することはできません。

生前引出し機能付き遺言代用信託

まごころしター

老後の安心に備えませんか?

こんなお悩みに



POINT 1

お客さまの代わりに、指定されたご家族が、おかねを引き出すことができます。

引き出されたおかねは、ご家族(=代理人)の預金口座に入金し、お客さまの医療費やまとまった生活費等の支払いにあてられます。



POINT 2

お客さまのご相続が発生したときに、誰に、どれくらいのおかねをのこすのか、決めておくことができます。

おかねを受け取る人(=受取人)は5人まで指定することができます。この場合、誰に、どれくらいの割合でのこすのかを指定していただけます。

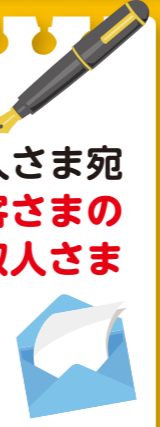


POINT 3

(お客さまの希望に応じ)受取人さま宛の「お手紙」をお預かりし、お客さまのご相続が発生したときに、受取人さまにお渡しすることができます。

おかねとともに、お客さまの想いを受取人さまにお届けします。

※本サービスは「生前引出し特約」を付けた場合のみのオプションです。



POINT 4

元本保証、かつ預金保険の対象なので、安心です。

信託財産に万が一損失が生じた場合でも当行が元本を保証します。また、預金保険の対象となりますので、安心してお任せいただけます。



「遺言代用信託」とは、遺言の代わりとして用いる信託のことを指します。お客さま(委託者)は当行(受託者)に金銭を信託財産として預けるとともに、ご自身の相続が発生したときに誰にどのような割合で信託財産を分けるかを決めておき、その分配を当行に委託します。そして当行は、お客さまのご相続が発生したときに、決められたとおりに信託財産を分配します。また「生前引出し特約」を付けておけば、お客さまがご家族のなかから指定した代理人が、お客さまの代わりに信託財産の一部を引き出し、お客さまの医療費やまとまった生活費の支払等にあてることができます。

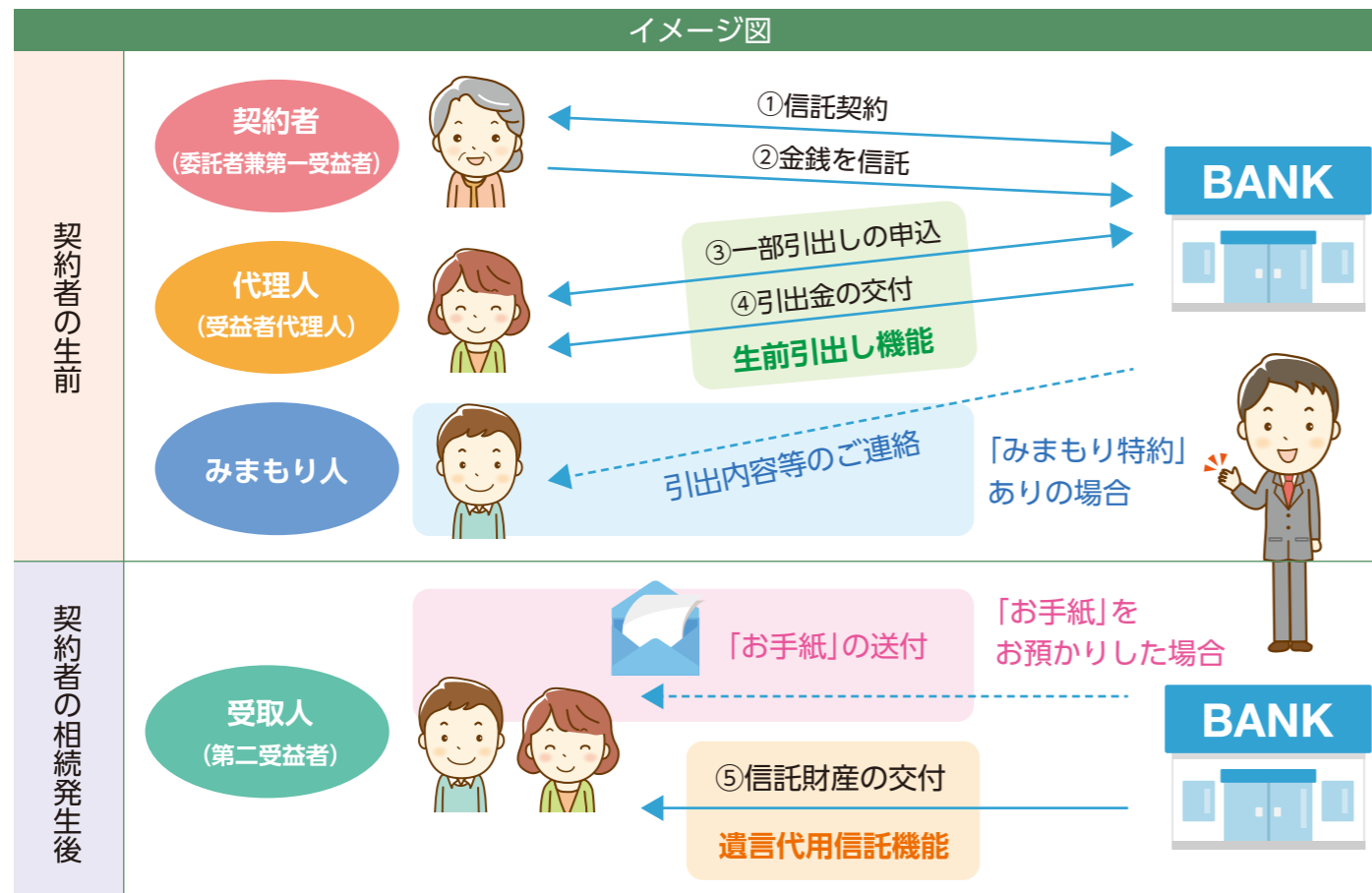
1. 「生前引出し特約」あり、「みまもり特約」ありのコース

- (1) 代理人に対し、お客さまのために**信託財産の一部を引き出す権限を付与する**(生前引出し特約)とともに、**みまもり人が信託財産の異動状況を確認できるようにする**(みまもり特約)コースです。
- (2) 一般的に、お客さまが認知症等になったときは預金を引き出すことはできませんが、生前引出し特約を付加しておけば、**認知症や心身の衰えに備えることができます**。また、みまもり人を付けることで**安心して代理人に財産管理を任せることができます**。
- (3) お客さまの相続が発生したときには、受取人が**簡易な手続きで信託財産を受け取ることができます**。
- (4) ご希望があれば、受取人あての「お手紙」を預かり、相続発生後にお渡しすることもできます。

2. 「生前引出し特約」あり、「みまもり特約」なしのコース

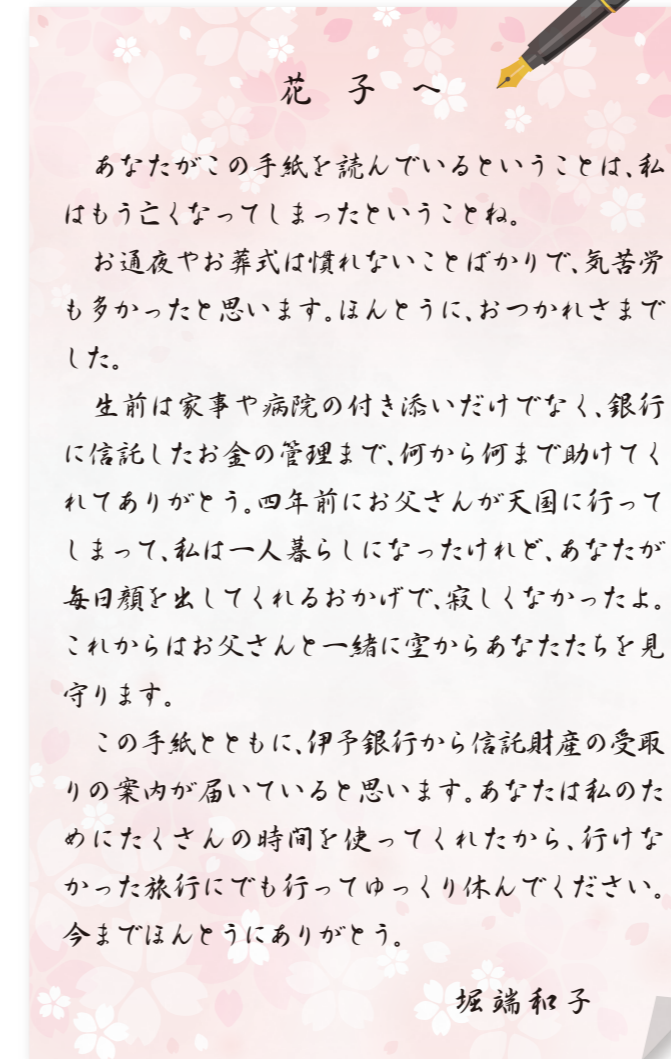
- (1) 代理人に対し、お客さまのために**信託財産の一部を引き出す権限を付与する**(生前引出し特約)コースです。
- (2) 一般的に、お客さまが認知症等になったときは預金を引き出すことはできませんが、生前引出し特約を付加しておけば、**認知症や心身の衰えに備えることができます**。
- (3) お客さまのご相続が発生したときには、受取人が**簡易な手続きで信託財産を受け取ることができます**。
- (4) ご希望があれば、受取人あての「お手紙」を預かり、相続発生後にお渡しすることもできます。

イメージ図

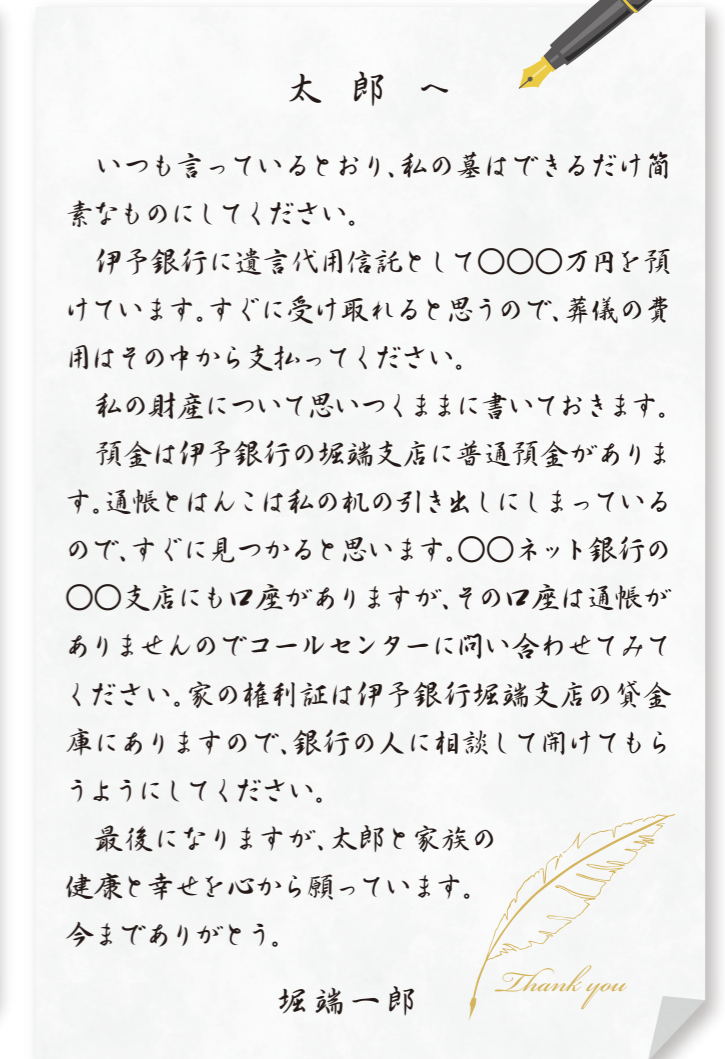


コース1. または2. を選択された場合、受取人宛の「お手紙」をお預かりすることができます

母親から娘への「お手紙」(例)



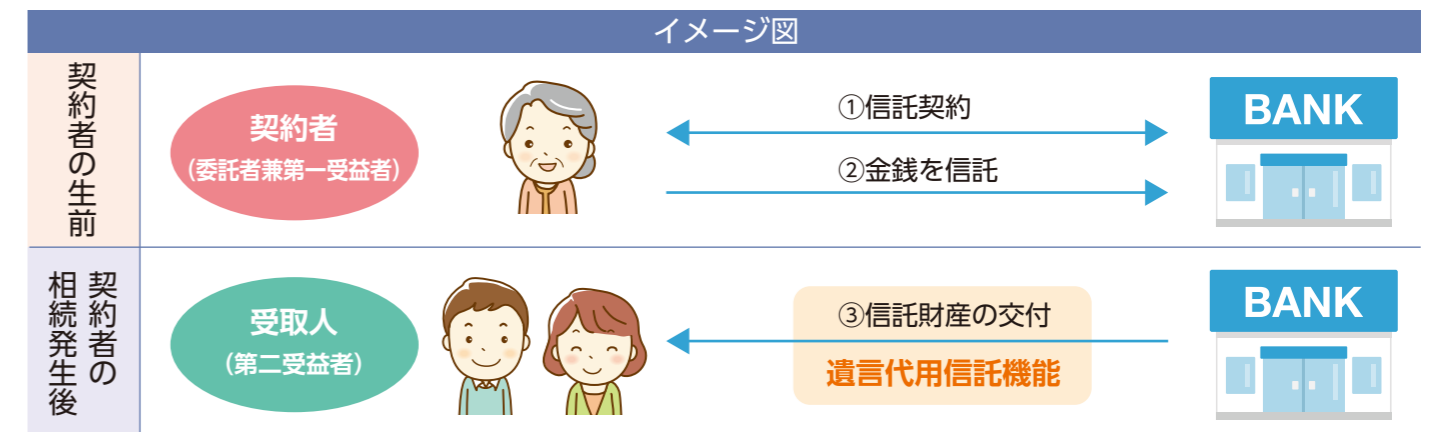
父親から息子への「お手紙」(例)



3. 「生前引出し特約」なし、「みまもり特約」なしのコース

お客さまのご相続が発生したときに、受取人が**簡易な手続きで信託財産を受け取ることができます**。

イメージ図



※本コースの場合、「お手紙」お預かりサービスを付加することはできません。